

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第7号

平成30年3月19日付け財第129号で、鹿児島県知事から平成28～29年度行政監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年4月10日

鹿児島県監査委員	長野 信弘
同	大藪 豊
同	田之上耕三
同	桃木野幸一

報告書中

第4 監査意見

改善・検討を要する事項	措置の内容
<p>1 証紙貼付のみなし受託の導入の検討</p> <p>県外や遠隔地の居住者などからの郵送による申請や、証紙販売所が申請受付窓口から離れている場合など、証紙の購入が困難な状況にある申請者については、申請者の利便性を考慮し、例外的に職員による証紙貼付の代行を認めることが現実的であると考えられる。</p>	<p>証紙の購入が困難な状況にある県外申請者が証紙に相当する現金又は証券を添えて提出があった場合は、これを受理する機関に証紙の貼付の委託があったものとみなす取扱いが平成30年4月1日から</p>

そのため、「現金等で納付された場合は、受理機関に証紙の貼付の委託があったものとみなす」など、実態に即した規則の見直しについて検討すること。

2 証紙の額面の検討

条例では、1円から1万円まで19種類の証紙が規定されているが、手数料の額が1回あたり数十万円と高額になる場合や、同一人が頻繁に申請する手数料等もある。

そのため、証紙の貼付枚数や確認作業を軽減する観点から、手数料所管課の意見を確認の上、他県で導入されている1万円を超える額面の証紙の導入を検討すること。

また、2円、3円、30円等使用頻度の低い額面の証紙の廃止についても、併せて検討すること。

できるよう、鹿児島県証紙条例施行規則を改正する予定である。

1万円を超える額面の証紙の導入については、手数料所管課への調査の結果、相当枚数の使用が見込まれるため、証紙印刷の委託先である独立行政法人国立印刷局と協議を行っており、導入に向けて検討しているところである。

使用頻度の低い2円及び3円の証紙については、周知期間及び在庫整理期間を考慮しながら廃止することで検討しているところである。

なお、30円の証紙については、一定程度の需要があることや証紙販売人から継続使用要望も多いことから、継続使用することとしている。